

していしゅうろうけいぞくしえんびーがたじぎょうしょ 指定就 労 継 続 支 援 B 型 事 業 所

じゅうようじこうせつめいしょ 重 要 事 項 説 明 書

だいほん れいわ ねん がつ にちへんこう
(第9版) 令和3年4月1日変更

ふりがな りょうしゃしめい ご利用者氏名			
じゅう しょ 住 所			
でん わ 電 話		けい たい 携 帯	
きんきゅうれんらくさき 緊 急 連 絡 先 ①		ぞく がら 続 柄	
じゅう しょ 住 所			
でん わ 電 話		けい たい 携 帯	
きんきゅうれんらくさき 緊 急 連 絡 先 ②		ぞく がら 続 柄	
じゅう しょ 住 所			
でん わ 電 話		けい たい 携 帯	
いりょうきかん 医 療 機 関		しゅじい 主 治 医	
じゅう しょ 住 所		れんらくさき 連 絡 先	

しゃかいふくしほうじん よしきふくしかい
社 会 福 祉 法 人 吉 城 福 祉 会

ひ だ し しょう しゃじりつしえんしせつ いこ いえ
飛 騨 市 障 が い 者 自 立 支 援 施 設 憩 い の 家

〈重要事項説明書、利用契約書、その他の文書〉

「重要事項説明書」は、厚生労働省令に基づき、当事業所が提供するサービスを希望される方に対して、事業所の概要、サービス内容、サービスご利用の際の留意事項などについて説明する文書です

下記の「サービス利用契約前の手順」を経て、当該サービス提供が開始できる状況となった時、「利用契約書」を取り交わします

その他の契約に必要な文書として、「個人情報 取り扱い同意書」、「診療情報提供書」、「工賃振込口座」、「マイカー通所の誓約書」があります

〈サービス利用契約前の手順〉

- ① 当事業所のサービス利用を検討される方に対して、まずは当事業所を見学していただき、作業内容、タイムスケジュール、工賃額などについてご説明します
- ② 見学後、サービス利用を希望される場合、ご自身の障がいや家庭状況などの聞き取りをします。この時、利用する曜日や時間、送迎サービス、弁当発注などの希望についても伺います
- ③ 双方が合意した場合、体験利用を行います。体験利用の期間：初回の実施日から30日間まで
- ④ 契約締結するためには、市町村にサービス支給の申請をする必要があります。担当の相談支援専門員が居ない方については、相談支援事業所を選択してください

重要：状況によっては契約締結できない場合があります

- ・市町村が、サービス支給の要件を満たさないと判断した場合
- ・希望するサービス内容が、当事業所の通常のサービス提供範囲外の場合
(居住地域・利用時間・医療面の支援を要する方・高齢の方：年度中に65歳に達する)
- ・体験利用を行ったが、主にサービス希望者の事情により、回数が極端に少ない場合
(30日間で2日に満たない)
ただし、当事業所が利用可能と判断した場合、やむを得ない事情がある場合を除きます。
(例として、既に就労しており市町村が通所を認めた方、週の通院日数が多い方、市町村などが当事業所の支援が必要と判断する方など)
- ・サービス希望者と当事業所のどちらか一方でも、通所を継続することが難しいと判断した場合。
状況の聞き取り～体験利用の期間中に判断します
(例として、遵守事項を守ることが難しい、実施する作業のうち一定量確保できる作業工程に入ることが難しい、既に登録している方と一緒に過ごすことが難しいなど)
- ・サービス希望者の介護を要する場面や時間によっては、当事業所の作業や送迎サービスなどの状況に照らして契約に至らない可能性があります
(例として、常時見守りを要する、同性介護を希望する、症状により嘔吐や排泄物で汚染する頻度が多い、入浴や着替えなど衛生面の課題が他者や商品に影響がある、マスク着用など新型コロナウイルス感染症対策に関する当事業所の依頼に対応することが難しいなど)

<サービス内容の指針>

当事業所の全てのサービスは、サービス管理責任者が作成する「個別支援計画書」に基づいて行われます

基本的に6ヶ月毎に、ご本人の状態やご希望、ご家族や関係機関の意見などを元に計画書を作成し、内容を説明いたします。合意を得た際に計画書の写しを交付します

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 吉城福祉会
所在地	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号
電話	0577-73-7715
代表者氏名	理事長 橋本 正人
設立日	平成15年10月10日

2. 利用施設 主たる事業所『飛騨市障がい者自立支援施設 憩いの家』

事業の種類	指定就労継続支援B型事業所
事業所名称 事業所番号	飛騨市障がい者自立支援施設 憩いの家 (2113300079)
所在地	飛騨市古川町下気多1407番地1
連絡先	電話：0577-73-0150 FAX：0577-73-0170
管理者	奥田 やすひろ 康弘
サービス管理責任者	谷口 ひろあき 博亮
サービス実施地域	飛騨市、その他
対象者 (いずれも18歳未満 の者を除く)	(ア) 身体障害者 (イ) 知的障害者 (ウ) 精神障害者 (エ) 難病等対象者
定員	10名
開始年月日 指定年月日	平成23年4月1日 平成23年4月1日

3. 利用施設 従たる事業所『喫茶いこいの家』

事業の種類	指定就労継続支援B型事業所
事業所名称	喫茶いこいの家
事業所番号	(2113300079)
所在地	飛騨市古川町金森町13番地78
連絡先	電話：0577-57-9969 FAX兼
定員	10名
開始年月日	令和3年4月1日
指定年月日	令和3年4月1日

4. サービスの目的・運営方針

目的	利用者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動、その他の活動を通して、知識及び能力の向上のために必要な訓練とその他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする
運営方針	指定就労継続支援B型の提供に当たっては、事業所は、上記の目的が達成できるよう、地域との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との連携に努めるものとする
営業日	月曜日～金曜日（祝祭日・12月31日～1月3日を除く）
営業時間	月曜日～金曜日 8時00分～17時00分
サービス提供時間	月曜日～金曜日 9時30分～15時30分
その他	上記営業日営業時間提供時間について、年間を通じて適宜、活動設定状況から状況に応じてこれを変更することがあります。

※自然災害等の発生などより、サービス提供時間内でも帰宅していただく場合があります

※職員、利用者とその家族、これらと接触する人が、新型コロナウイルスのPCR検査など感染症の検査を受ける場合、営業予定を変更する可能性があります。また、検査結果が陽性であった場合、飛騨保健所などの指導に従い休業することがあります。

※『喫茶いこいの家』で提供する就労継続支援B型事業については、喫茶事業の運営状況により、サービス提供時間の変更や、平日の休業日、土日祝日の営業日を設ける場合があります

5. 施設・設備等の概要 **主たる事業所**『飛騨市障がい者自立支援施設憩いの家』

(1) 施設

たてもの 建物	構造	鉄筋コンクリート造 2階建 (耐火建築物) (耐震構造)			
	敷地面積	1,414 m ²	の延べ床面積	1階：160 m ²	2階：120 m ² 合計：280 m ²

(2) 主な設備

	へやすう 部屋数	びこう 備考
じむしつ 事務室	2室	1階：16.5 m ² 2階：8.3 m ²
くんれんさぎょうしつ 訓練作業室	2室	1階：56.2 m ² 2階：40.2 m ² ※食堂兼用
そうだんしつ 相談室	1室	1階：10 m ²
せんめんせつび 洗面設備	1箇所	1階：※手洗い場兼用
トイレ	5箇所	1階：男性用、女性用、身障用 2階：男性用、女性用
きゅうけいしつ 休憩室	1室	1階：和室10畳 ※食堂兼用
シャワー室	1室	2階：※脱衣所あり
こういしつ 更衣室	2室	1階：男性用、女性用

6. 施設・設備等の概要 **従たる事業所**『喫茶いこいの家』

(1) 施設

たてもの 建物	構造	木・鉄骨造亜鉛メッキ銅版葺 2階建		
	敷地面積	99.31 m ²	の延べ床面積	1階：72.88 m ² 2階：70.95 m ² 合計：143.83 m ²

(2) 主な設備

	へやすう 部屋数	びこう 備考
じむしつ 事務室・倉庫	1室	2階：7.94 m ²
くんれんさぎょうしつ 訓練作業室	3室	1階：55.32 m ² ※厨房 食堂兼用 2階：14.53 m ² 11.62 m ²
そうだん 相談・休憩室	1室	1階：5.95 m ²
せんめんせつび 洗面設備	1箇所	2階
トイレ	2箇所	1階：男女身障者共用 2階：男女共用
こういしつ 更衣休憩室	1室	2階：※男女 間仕切り

※当事業所は、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、必要な施設・設備を備えています

7. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1				1	0.1	
サービス管理責任者	1	1				1	
主たる事業所							
職業指導員	4	1	1	1	1	2.85	
生活支援員	1	1				1	
目標工賃達成指導員	1	1				1	
従たる事業所							
職業指導員	2	1		1		1.8	
生活支援員	1			1		0.8	

- ※当事業所は、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、必要な職員を配置しています
- ※常勤換算とは、それぞれの職員の週あたりの勤務延べ時間数の総数を、当事業所の常勤職員の勤務時間数（週40時間）で除した数です
- ※主たる事業所と従たる事業所の間で職員は相互支援を行う体制としています

<職務内容>

- （1）管理者：理事長の命を受け、事業所に勤務する職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、サービス実施に関し、事業所職員に遵守させるための必要な指揮命令を行う
- （2）サービス管理責任者：サービス利用者について、アセスメント、個別支援計画（就労継続支援計画）の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施手順に係る管理を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討し必要な指導を行うほか、他の職員に対する技術的指導、助言を行う
- （3）職業指導員：サービス利用者について、個別支援計画に基づき、適切な就労支援の提供にあたる
- （4）生活支援員：サービス利用者について、個別支援計画に基づき、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することにあたる
- （5）目標工賃達成指導員：サービス利用者について、就労収入向上実施計画に掲げた目標工賃の達成に向けた取り組みを行う

サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

- (ア) 就労継続支援B型計画の作成
- (イ) 身体等の介護
- (ウ) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- (エ) 就労の機会の提供及び生産活動
(自主事業)
 - ・リサイクル封筒製作
 - ・ハンブアクセサリー製作
 - ・米殻くん炭製造
 - ・農作業
 - ・その他作業
- (受注作業)
- (喫茶事業)

【工賃の支払】

- 1、上記生産活動における事業収入について、別に定める工賃支払規定に基づき、事前に取り交わした「工賃支払通知書」の通りに支払います
 - 2、利用者に支払われる一月あたりの平均工賃額は3千円を上回る額とする。また、工賃水準を高めるよう努めます
 - 3、年度ごとに、工賃の目標水準及び前年度に利用者に支払われた平均工賃額を利用者に通知するとともに岐阜県知事に報告する
- (オ) 実習先企業等の紹介
 - (カ) 求職活動支援
 - (キ) 職場定着支援
 - (ク) 施設外就労、施設外支援
 - (ケ) 生活相談
 - (コ) 健康管理
 - (サ) 訪問支援
 - (シ) 送迎サービス
 - (ス) 前各号に掲げる便宜に付帯する介護、訓練、支援、相談、助言

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

- (セ) 社会適応訓練
- (ソ) 目的地までの移動支援
- (タ) 生活や訓練で日常的に使用する物品の提供
- (チ) その他、機器の使用

サービスの種類	サービスの内容
セ) 社会適応訓練	季節の行事や外出等を通して、社会で生活する能力を向上する為の支援を行います。飲食代や施設入場料等を頂く場合があります
ソ) 目的地までの移動支援	実習や求職活動の際の目的地までの同行、公共交通機関利用の支援を行います。運賃や燃料費等を頂く場合があります
タ) 生活や訓練で日常的に使用する物品の提供	日常的に使用する消耗品は、通常必要と認められる範囲において使用して頂きます。個別の理由で特別に提供した物については、実費を負担して頂く場合があります(常備薬、消毒用品、生理用品、尿取りパットなど)
チ) その他、機器の使用	希望に応じて、当事業所の電話、コピー機、シャワーなど使用して頂けますが、実費を負担して頂く場合があります

※自己負担を求める場合は、事前に説明し同意を得た上で請求します。お金を受領した際には領収書を発行します

※食事の提供はございません。各自、弁当などを持参して下さい。当事業所での弁当発注希望される場合はご相談下さい

8. 利用料金

- (1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金(別紙、点数表参照:1単位10円)
 訓練等給付費によるサービスを提供した際、厚生労働大臣が定めるサービス利用料金のうち9割が給付対象となります。事業者が市町村から給付費を直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として1割の額を事業者にお支払い頂きます(定率負担、又は利用者負担額といいます)

なお、定率負担、又は利用者負担額の軽減等が適用される場合はこの限りではありません(障害福祉サービス受給者証をご確認ください)

- (2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金
 上記「6. サービス提供の内容(2) 訓練等給付費対象外サービス内容」を参照

- (3) サービス利用の取消料
 利用者がサービス利用の取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の前日夕方5時までに当事業所までお申し出下さい。申し出なく当日利用を辞退された場合、体調不良等のやむをえない場合を除き、キャンセル料を頂く場合があります

キャンセル料 (1日当たり: 基本サービス費の10%)

(4) 利用料金のお支払方法

事前に振替依頼書を提出頂き、前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、振替通知書でご請求します。翌日21日引き落としとなりますが、方が一、翌月に引き落としできない場合、翌月の利用料と合わせての引き落としとなりますが、それでも引き落としできない場合は、2ヶ月の利用料の請求書を別に発行し、請求書の指定口座に振り込んでいただく形になります。請求書発行後30日以内にお支払い頂けない場合は、ご利用を一旦中止して頂くこととなります

※金融機関口座からの口座振替(ご利用できる金融機関)：飛騨農業協同組合

9. 秘密の保持、利用者の記録及び情報の管理

(1) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿って対応します。職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します

(2) 従事者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる旨を、雇用契約において規定しています

(3) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、これらの記録などは契約の終了後5年間保管します

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、8:00~17:00です

(4) サービスを提供する上で、他事業所及び医療機関などとの連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、「個人情報の取り扱い同意書」に基づき情報提供します

(5) 事業者は、利用契約を希望される方に対して、「障害福祉サービス受給者証」を確認させていただきます。また、記載内容に変更があった場合は当事業所にお知らせ下さい(住所、利用者負担額、サービス支給量、障害程度区分)

10. 緊急時の対応

(1) 職員は、サービス提供中に利用者の状態が急変した場合、速やかに担当の相談支援専門員、ご家族、病院などに連絡します。かかりつけ病院と連絡がとれないなど状況に応じて、下記の協力医療機関に連絡する可能性があります。

緊急性が高いと判断した場合は救急車を要請します

(緊急連絡先に変更があった時は遅滞なく事業所にお知らせ下さい)

- (2) 緊急事態の状況に応じて、管理者に報告の上、市、県、飛騨保健所、警察などに報告します（法人の対応マニュアルに準じて対応します）

【協力医療機関】

- (1) 医療法人生仁会 須田病院（精神科） ※入院設備：あり

医院長	かとうひであき 加藤秀明
所在地	たかやましこくふちようむらやま 高山市国府町村山235-5
電話番号	0577-72-2100

- (2) 江尻内科・循環器科クリニック（内科・循環器科） ※入院設備：なし

医院長	えじりともあき 江尻倫昭
所在地	ひだしふるかわちようかみきた 飛騨市古川町上気多631-1
電話番号	0577-74-0041

11. 要望・苦情等申立先、虐待防止に関する相談窓口

- (1) 要望・苦情等申立先

憩いの家	でんわばんごう 電話番号：0577-73-0150 うけつけじかん ござん ころ 受付時間：午前8：00～午後5：00 うけつたんとく おくだやすひろ 受付担当：奥田康弘
吉城福祉会	しよざいち きふけんひだしふるかわちようわかみやにちようめ ばん ころ 所在地：岐阜県飛騨市古川町若宮二丁目1番60号 でんわばんごう 電話番号：0577-73-7715 うけつけじかん ござん ころ 受付時間：午前8：00～午後5：00 くじようかいけつせきにんしゃ やまこしくにひこ 苦情解決責任者：山腰邦彦
第三者委員	さの みつひろ (でんわ 佐野 光弘 (電話 0577-73-2523) いわさ みほこ (でんわ 岩佐 美保子 (電話 0577-73-5489)
飛騨市役所（福祉課）	しよざいち きふけんひだしふるかわちようわかみやにちようめ ばん ころ 所在地：岐阜県飛騨市古川町若宮二丁目1番60号 でんわばんごう 電話番号：0577-73-7483 うけつけじかん ござん ころ 受付時間：午前8：30～午後5：15
岐阜県運営適正化委員会	しよざいち きふけんしちなら 所在地：岐阜県下奈良2-2-1 岐阜県農業者会館 でんわばんごう 電話番号：058-278-5136 うけつけじかん ござん ころ 受付時間：午前9：00～午後4：00

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	電話番号：0577-73-0150 FAX：0577-73-0170 受付時間：午前8：00～午後5：00 受付担当：奥田康弘
----------------------	--

12. 損害賠償

(1) 損害賠償がなされる場合

契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により契約者により生じた損害について賠償する責任を負います。また、守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合は、契約者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合は、損害賠償責任を減じることができるものとします

(2) 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合は、事業者は損害賠償責任を免れます

- ① 契約者が、契約時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知をしたことに起因して損害が発生した場合
- ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知をしたことに起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調変化など、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

13. 当事業所のサービス利用の際の遵守事項

A：設備・器具の利用	・事業所内の設備・器具は本来の用法に従って利用してください ☞不適切な扱いや、意図的に商品や備品などを破損した場合は、弁償していただく可能性があります
------------	--

<p>B：喫煙</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・館内禁煙です。外の指定場所で喫煙してください ☞灰皿は設置しておりません。携帯灰皿を持参してください ☞通所や帰宅の移動時、敷地内での歩きタバコは禁止します
<p>C：貴重品の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重品は、利用者の責任において管理してください ☞自己管理が難しい方は、貴重品を施設に持ち込まないでください
<p>D： 宗教活動 政治活動 営利活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における、他の利用者に対する宗教活動・政治活動・営利活動は禁止します
<p>E：自動車(バイク含む) の運転</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車(バイク含む)での通所について、任意保険加入を証明する書類(コピー等)と、別途「警約書」を提出した方に限り、マイカー通所および所定の駐車場を使用して頂けます ☞医師の運転不可の診断、生活保護担当者や後見人などから車の所有を認めない判断、警察の指導があれば、これに従い、遅滞なく事業所に報告してください ☞職員が、事業所の車の運転を依頼することはありません
<p>F：事業所における ルール(重要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「公」の秩序、又は善良な風紀を乱す恐れのある行為をしないこと ☞介護や補助を目的としない、他の利用者や職員の体に触れる行為を禁止します(セクハラ、プライベートな関わりを事業所に持ちこむ) ・他者や事業所に迷惑を及ぼし、又はその恐れのある行為をしないこと ☞他の利用者や職員への暴力、威圧、侮辱、セクハラ発言、名誉を損なう行為を禁止します(インターネット上に、利用者や職員(家族含む)の写真や動画を掲載したり、中傷の書き込みなどを含む) ☞双方(家族含む)の合意なく、電話、訪問などをして、利用者や職員の個人の生活に入り込まないこと ☞利用者同士で金銭や物品の貸し借り、贈与しないこと(飲食物含む) ・主治医と連携を保ち、健康状態に留意し、体調が悪い時は、無理をしないで休むこと 特に、医師から治療や入院の指示があれば、これに従うこと ☞医師の指示を拒否した場合、基本的にサービス提供ができません ☞病気の症状による自傷他害行為が、他の利用者に影響があり、対処方法が見つからない場合は、サービスを提供できない場合があります

<p>G：職員<small>しよくいん</small>の指示<small>しじ</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順<small>さぎもつてしゆん</small>や事業所<small>じぎょうしょ</small>のルール<small>べんとうはつちゆう</small>（弁当発注<small>そうじぶんだん</small>、掃除分担<small>しよう</small>、ロッカー<small>しよう</small>の使用など）について、職員<small>しよくいん</small>の指示<small>しじ</small>があればこれに従<small>したが</small>うこと ☞ わからないこと、困<small>こま</small>ることがあれば、職員<small>しよくいん</small>にお知らせ<small>し</small>ください 身のまわり<small>み</small>のこと、共有<small>きょうゆう</small>する場所<small>ばしょ</small>（トイレ<small>りよう</small>、キッチンなど）の利用について、他<small>た</small>の方<small>かた</small>の迷惑<small>めいわく</small>になり、解決方法<small>かいけつほうほう</small>がみつからない場合は、サービス<small>ばあい</small>を提<small>ていきよう</small>供<small>ばあい</small>できない場合があります ☞ 嘔吐<small>おうと</small>や失禁<small>しっきん</small>などで汚染<small>おせん</small>した時<small>とき</small>のシャワー使用<small>しよう</small>、着替え<small>きがえ</small>、共有<small>きょうゆう</small>する場所<small>ばしょ</small>を汚<small>よご</small>した時<small>とき</small>の掃除<small>そうじ</small>など、必要<small>ひつよう</small>に応じて職員<small>しよくいん</small>が支援<small>しえん</small>しますが、介護<small>かいご</small>を拒否<small>きよひ</small>されたり頻度<small>ひんど</small>が多い時<small>とき</small>は、サービス<small>ていきよう</small>を提<small>ていきよう</small>供<small>ばあい</small>できない場合があります ☞ 商品<small>しょうひん</small>を取り扱<small>と</small>うほか、臭<small>にお</small>いに影<small>えい</small>響<small>きやう</small>を受ける方<small>かた</small>がみえるため、入浴<small>にゆうよく</small>や洗濯<small>せんたく</small>した服<small>ふく</small>を着<small>ま</small>て来所<small>らいしよ</small>してください。香水<small>こうすい</small>はご遠慮<small>えんりよ</small>ください
<p>H：感染症対策<small>しんがた</small> (<small>しんがた</small>新型コロナ<small>たいさく</small>対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通所日<small>つうしよび</small>の朝<small>あさ</small>は検温<small>けんおん</small>の上<small>うえ</small>、マスク又はフェイスシールド<small>また</small>を着用<small>ちやくよう</small>して来所<small>らいしよ</small>してください。また、食事前<small>しょくじまえ</small>やトイレ後<small>あと</small>などの手洗<small>てあら</small>いをしてください ☞ 37.5度<small>ど</small>を超える発熱<small>はつねつ</small>、普段<small>ふだん</small>と異なる体調<small>たいちよう</small>不良<small>りよう</small>などがある時<small>とき</small>は、サービス<small>ていきよう</small>提<small>ていきよう</small>供<small>ばあい</small>できません（事業所<small>じぎょうしょ</small>にて発覚<small>はつかく</small>した場合は送迎<small>そうげい</small>します） ☞ 事業所<small>じぎょうしょ</small>では換気<small>かんき</small>や消毒<small>しょうどく</small>、職員<small>しよくいん</small>の検温<small>けんおん</small>などを実施<small>じっし</small>しておりますが、ご自宅<small>じたく</small>や地域<small>ちいき</small>でも、マスクなどの着用<small>ちやくよう</small>、手洗<small>てあら</small>い、三密<small>さんみつ</small>を避けるなどの対策<small>たいさく</small>をお願い<small>ねが</small>します 県外<small>けんがい</small>や感染者<small>かんせんしよ</small>が多い地域<small>おほ</small>（海外<small>ちいき</small>含む）に行く場合<small>かいがいらく</small>や、このような人<small>い</small>と接<small>せつ</small>触<small>じやく</small>する場合は、事業所<small>じぎょうしょ</small>に申し出<small>もうし</small>てください ☞ 登録者本人<small>とうろくしよほんにん</small>、ご家族<small>かぞく</small>、家<small>いえ</small>に出入り<small>でい</small>する近しい人<small>ちか</small>や事業所<small>じぎょうしょ</small>などについて、PCR検査<small>けんさ</small>を受ける人<small>ひと</small>がいる場合は、必<small>かなら</small>ず事業所<small>じぎょうしょ</small>に申し出<small>もうし</small>てください
<p>I：その他<small>た</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程<small>うんえいきてい</small>にある『家族懇談会<small>かぞくこんだんかい</small>』を年1回<small>ねん</small>以上開催<small>かいいじようかいさい</small>し、事業運営<small>じぎょううんえい</small>等<small>とう</small>に関して利用者家族<small>りようしよかぞく</small>の理解<small>りかい</small>・協<small>きやう</small>力<small>りよく</small>を得ると共に、利用者家族相互<small>りようしよかぞくそうこ</small>の交<small>こう</small>流<small>りゆう</small>を促<small>はか</small>るよう努<small>つと</small>めます 事業運営<small>じぎょううんえい</small>にあたっては、『運営委員会<small>うんえいいいんかい</small>』を年1回<small>ねん</small>以上開催<small>かいいじようかいさい</small>し、市や地域住<small>ちいきじゆうみん</small>民<small>れんけい</small>との運携<small>つと</small>に努<small>つと</small>めます

※ 遵守事項を守って頂けない場合、状況によってはサービスの提供を中止する場合があります

※ 遵守事項を守るよう促しても解決しない場合は、「誓約書」を発行します。「誓約書」に期限を設けた場合、期限までに改善に向けた歩み寄りがなく、他のご利用者に迷惑がかかったり、事業所の運営に支障が出る場合は、管理者又は理事長の判断により、利用契約を解除する可能性があります

14. 地震・火事・風水害などの災害時の対応

(1) 事業所は、サービス提供時の地震・火事・風水害など災害時において、別に定める「防災マニュアル」に沿って対応します。状況に應じ、施設に待機、送迎車にて帰宅、より安全な建物に避難する場合があります

※避難する場合は、下記の順となりますが、土砂災害の危険性がある場合は③への移動を優先します

- ① 養護老人ホーム和光園 ② 下気多研修センター ③ 古川町総合会館

(2) 事業所は、関連する法令に基づき、避難・防災訓練を実施します

※当事業所では、事故・災害に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入しています

N T T 伝言ダイヤル 使用方法

憩いの家では N T T が設置する『171』に施設として登録し、ご家族に確認の電話をして頂くことが可能です

(1) ご利用できる電話は、一般電話、公衆電話、携帯電話です

提供開始は、震度6以上の地震発生及び、地震・噴火等の発生により、被災地に向けて安否確認の通話件数が増加し繋がりにくい状況となった場合です

(2) 使用方法

① プッシュ番号「171」を押す

② 再生の「2」を押す

③ 電話番号で憩いの家の番号「0577-73-0150」を押す

④ ダイヤル電話以外については、「1」+「#」を押すと施設側からの録音が再生されます
伝言の保存期間は、録音後2日（48時間）

令和 年 月 日

指定就労継続支援B型事業者サービスの提供及び利用開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名： 飛騨市障がい者自立支援施設 憩いの家

説明者職名： サービス管理責任者

氏名： 谷口博亮 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定就労継続支援B型事業者サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け同意しました。

利用者住所：

氏名： 印

代理人住所：

(後見人等)

氏名： 印

続柄：

以下余白